

行財政改革特別委員会会議録

平成21年11月9日

場 所 第3委員会室

平成21年11月9日（月曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 本県の予算編成の現状等について
2. 本県の出先機関の現状等について

○協議事項

1. 「出資法人への関与事項を定める条例（仮称）」の要綱案について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（13人）

委員	長	丸山	裕次郎
副委員	長	武井	俊輔
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		星原	透
委員		十屋	幸平
委員		河野	安幸
委員		山下	博三
委員		鳥飼	謙二
委員		高橋	透
委員		河野	哲也
委員		井上	紀代子
委員		徳重	忠夫

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長 山下健次

総務部次長 土持正弘
（総務・職員担当）

総務部次長 萩原俊元
（財務・市町村担当）

部参事兼総務課長 堀野誠

部参事兼人事課長 四本孝

行政経営課長 桑山秀彦

財政課長 西野博之

事務局職員出席者

政策調査課主査 松下新一

政策調査課副主幹 福島久大

○丸山委員長 ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

先日の県外調査、大変お疲れさまでした。

では、まず、本日の委員会の日程についてありますが、お手元に配付の日程案をごらんください。本日は、総務部から本県の予算編成の現状等及び本県の出先機関の現状等について説明を受けた後に、出資法人への関与事項を定める条例（仮称）の要綱案等について、御協議していただくことになっておりますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、執行部の概要説明の前に、私のほうから1点、御報告がございます。前回の委員会において執行部より、新しい公社等改革指針の対象とする法人の範囲について説明を聴取したところでありますが、委員協議において、指定管理料なども含めた形で県の財政支出を判断し、その割合が80%以上の法人は、指針の対象とすべきであるということで、委員の意見が集約さ

れ、これを執行部に提言することが決定したところであります。ついては、私のほうから、執行部にこの件を伝えましたところ、基準の再検討を行っていただき、最終的には、支出割合が80%以上で、おおむね1億円以上の多額の支出を行っている3つの法人を新たに対象とするとの回答をいただきました。具体的には、治山林道協会、自家用自動車協会、スポーツ施設協会であります。41から44にふえたということになります。当委員会では、この提言を踏まえた回答をいただいたところありますので、この件については、このような形で委員の皆様の御了解をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、執行部の概要説明に入ります。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時3分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

総務部においでいただきました。

当委員会では、先月、県外調査を実施し、鳥取県における予算編成過程の公開への取り組みや、岡山県における総合的な出先機関設置への取り組みなど、行財政改革の先進的な事例を調査してきたところでございます。つきましては、本日は、本県の予算編成の現状等及び本県の出先機関の現状等について、概要説明をいただきたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

○山下総務部長 総務部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の説明事項でございますが、ただいま委員長からございましたように、御指示のありました本県の予算編成の現状等について、並びに本県の出先機関の現状等についてでございます。詳細につきましては、関係課長から説明をいたさせます。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○西野財政課長 それでは、本県の予算編成の現状等について御説明いたします。

特別委員会資料の1ページをお開きください。まず、予算編成過程の公表についてであります。(1)の趣旨ですが、県民目線に立った県政推進のため、予算編成過程の透明性を向上させる観点から、予算の要求状況等の公表を行うこととしております。

(2)の取り組み状況ですが、①公表の時期は、議会への予算議案説明を行いました本年2月9日に予算要求の状況、予算案をあわせて公表しております。②の公表内容ですが、予算要求額及び予算計上額について、部局別、性質別、款別の状況を公表しております。また、個別事業につきましては、当初予算案の概要について、いわゆる白パンフに記載されている重点施策、重点推進事業について公表しております。③の公表方法ですが、県庁ホームページへの掲載により公表しております。なお、具体的な公表内容につきましては、別冊で「平成21年度当初予算編成過程の公表について」という資料をお配りしております。

(3)の今後の課題としましては、平成21年度当初予算で初めて公表を行ったところありますので、今後、公表を継続する中で、他県の事例等も参考にしながら、県民にわかりやすい公表のあり方についても、検討を進めていく必要があると考えております。

(4) では他県の公表状況についてお示ししておりますが、予算要求状況について、要求総額を公表している県が20県、そのうち査定状況を公表しているのが7県でございます。個別事業の概要につきましては、主な事業のみ予算要求額を公表しているのが14県、そのうち査定状況を公表しているのが6県、すべての事業について予算の要求状況、査定状況とも公表しているのが2県というような状況になっております。

次に、2ページをお開きください。経費節約奨励システム、いわゆるメリットシステムについてであります。(1)の趣旨ですが、当該年度の予算執行において、対象となる経費を削減した場合に、その一部を翌年度の予算に計上できるインセンティブを与えることによりまして、経費の節減に対する意欲を高めるものであります。

(2)の取り組み状況ですが、①の対象経費につきましては、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費でありまして、②の計上方法につきましては、2月補正の段階において、過去3年間の2月補正での対象経費の平均補正額を超えて減額した場合に、その超過額の2分の1を各部局の連絡調整課の調整事務費に需用費として計上するものであります。平成21年度につきましては、全部局の合計で1,800万円をこのメリット分として上乘せしております。

(3)の課題といたしましては、この制度も平成21年度から導入したものでございますので、毎年の経費節約を確実に進めるため、職員の意識を高めるとともに、この取り組みの着実な実施を図っていく必要があると考えております。

(4) 他県の状況については、仕組みや対象経費など少し違いがあるようですが、本県を含む11県が何らかの形で節約した経費の一部を翌年度の予算要求枠等に加えて計上するメリットシステムを導入しております。

次に、3ページをごらんください。予算の枠配分方式についてであります。(1)の枠配分方式の定義であります。予算編成に当たって、部局ごとにあらかじめ一定額の予算枠を配分して、その範囲内で予算要求が行われれば、原則として個別事業の査定は行わない方式というふうに認識しております。

(2)の効果といたしましては、メリット、デメリットそれぞれあると考えられますが、まず、メリットといたしまして、1つ目に、各部局が主体的に予算編成を行うことで、事業の廃止、新規事業への配分に柔軟性の向上が期待できるという点、2点目に、各部局の自立性、自主性が重要となることから、財政状況や事業コストに対する意識が向上するという点などが指摘されております。その一方でデメリットといたしましては、1点目に、あらかじめ枠を配分してしまうので、県全体から見た優先度や緊急性の観点からの審査機能が働きにくいという点、2つ目に、部局の高い自立性、自主性が保たれない場合、スクラップ・アンド・ビルドが行われず、予算が硬直化しやすいという面がある点、3つ目に、部局間での調整機能が働きにくくなるという点、4つ目に、枠外での要求がされることも多く、結果、一件審査、個別審査することになってしまうという点などが指摘されているところであります。

(3)の課題としましては、予算編成方式につきましては、現行方式との比較・検証等を行いながら、よりよい予算編成の点から、引き続

き検討や改善を図っていく必要があると考えております。

(4)の各県の状況としましては、主としていわゆる枠配分方式による予算編成を行っている県は4県、本県のように枠配分と一件審査の組み合わせによる予算編成を行っている県は25県という状況であります。枠配分対象経費は、経常的経費や公共事業費など予算の一部が枠配分の対象となっており、その対象や割合は団体により異なっている状況であります。また、枠配分した枠内の事業についても、制度改正に伴うものや後年度負担を伴うものなど、内容によっては一件審査、いわゆる個別審査を行う県が組み合わせ方式をとっている25県のうち22県であります。

4ページをお開きください。(5)の本県の状況であります。本県におきましては、現在の予算編成においても、新規・改善事業や公共事業については、各部局への枠配分方式をとっておりまして、枠配分方式と一件審査等を組み合わせることによりまして、より機動的な予算編成に努めているところであります。以上であります。

○桑山行政経営課長 本県の出先機関の現状等について御説明させていただきます。

資料の5ページをごらんいただきたいと思っております。本県の出先機関の現状等についてということで、本県の現状と総合事務所化のメリット、デメリット等について、御説明をいたします。

まず、1の本県の主な出先機関の設置状況でございますが、本県では、②にありますように、西臼杵支庁が総合事務所の形態となっております。そのほかは①にありますように、部門別に単独事務所の形態をとっております。表にご

ざいますように、土木事務所が最も多くて10事務所、そのほか県税・総務事務所、保健所、農林振興局、これらが従来からの郡の圏域を基本とする7つあるいは8つの地域分けに対応するような形で6から8の事務所となっております。ほかに福祉関係の福祉子どもセンター、児童相談所、こういった組織は所管区域の広域化が進んでおり、3事務所という状況になっております。それから、港湾事務所ですが、海岸部に設置が限られることで3事務所というふうになっております。

これを表にしたものが資料の7ページでございます。一番左に地区名、上のほう右側に各事務所、種別に分けております。左端に従来からの地域分けであります7地区記載しておりますが、その横に区域内の市町村を記載しております。市町村合併の進展に伴いまして、北諸県は1市5町から1市1町の2自治体ということになっております。南那珂につきましても、2市2町から2市という2つの自治体、東臼杵につきましても、北部、南部、延岡地域と日向地域に分けた場合には、北部の方は延岡市と北浦、北川、北方とあったわけですが、これが延岡市のみというふうに合併が進んで各区域内の市町村の数が減少してきているところでございます。これに対応する県の出先機関の配置につきましても、先ほど申し上げましたように、県税・総務事務所、保健所、農林振興局、これが県北地域、東臼杵、西臼杵の管轄は幾らか異なっておりますけれども、6つから8つの配置、それから土木事務所、南那珂、中部、児湯での複数配置という状況で10事務所、それから福祉事務所、福祉子どもセンターと児童相談所は3ないし4の配置ということになっております。

また5ページに戻っていただきたいと思えます。このような単独事務所のメリットといたしましては、①の表の一番右に記載しておりますけれども、それぞれ専門の部門ごとに設置されておりますので、事務処理あるいは意思決定が迅速である、あるいは専門分野を所管する本庁の各課等との連携がとりやすい、また総合事務所を設置した場合と比較いたしますと、組織の規模が小さく組織管理が容易であるといったような点が挙げられようかと思えます。次に、②の総合事務所でございますが、御承知のとおり、西臼杵支庁がそうとなっております。昭和25年に当時の地方事務所を組織改正して設置されております。その後、昭和51年に税務事務の延岡県税事務所への移管などを経まして、現在、所管分野という欄に記載する部門を設置・所管しております。支庁のメリットといたしましては、総務部門の集約により、組織の簡素効率化が図られている点が挙げられようかと思えます。実際、支庁においても、昭和57年に支庁内の庶務、経理、工事契約関係の事務の集約化を図ったところでございます。

次に、2の全国の総合事務所設置の状況でございますが、本年4月1日現在で全域にわたって総合事務所制を導入しているところが22、一部の地域で総合事務所を導入しているところが本県を含めまして6、全く導入していないところが19という状況でございます。最近の動きとして、21年度で見直しを行った県の状況を米印で一番下に記載しております。長崎県が一部から全域に総合事務所制を拡大する一方、茨城県など4県が総合事務所制を廃止しております。この廃止の理由といたしましては、市町村合併の進展に伴いまして、総合事務所の管轄する区域内の市町村が減少した、これによりまして二

重行政といったような状況が生じたことなどによるものでございます。

次の6ページをごらんいただきたいと思えます。3の総合事務所のメリット、デメリットについてでございますが、総合事務所を全域に導入した県におきましては、行財政改革の観点からの複数の事務所統合による管理業務等の集約、あるいは住民にとって相談や申請等の窓口が1カ所に集約されることによる住民サービスのワンストップ化などを主な目的とされているようであります。本県について、次の7ページにあるような現在の出先機関の配置状況を前提といたしまして、本県で総合事務所制を導入することとした場合のメリット、デメリット等を下の表に整理したところでございます。

まず、機能面につきましては、メリットとして、所管する地域における各行政分野の総合調整機能が強化できるということが挙げられます。一方でデメリットとして、次のページの7ないし8の地域で総合事務所設置を前提とした場合、市町村合併によりまして1つの事務所が1あるいは2の市町村の区域しか所管しないというケースが生じてまいりますので、総合調整機能というメリットはむしろ薄れてしまいまして、県と市町村との二重行政の弊害が生じることが一つ懸念されます。また、福祉事務所あるいは土木事務所など各部門によりまして、所管区域が現状で大きく異なっておりますので、7ないし8つの地域でそれぞれ総合事務所化を行ったとした場合には、すべての事務所に同様の機能が与えられないといった状況も生じてこようかというふうに思っております。

次に、組織面でございますが、メリットといたしましては、各出先機関に共通して存在する管理業務など類似の業務を集約することにより

まして、効率的に業務を執行でき、これによりまして職員数の削減あるいは管理費等の節減が可能になるということが挙げられようかと思えます。一方でデメリットといたしましては、組織が大規模になることで、意思決定のおくれとか、あるいは人事・組織管理上の問題が懸念される場所でもあります。また、総合事務所の中の長の指揮命令系統とは別に、例えば内部組織の中に県税部門があるとした場合には、課税であつたりとか徴収であつたりとか専門技術的な部分につきましては、直接本庁の税務課なりから指導を仰ぐという状況が考えられますけれども、そうなりますと、総合事務所の内部組織の一部が本庁の各部とも直結する、そういう二重のルートができるという意味で指揮命令系統が二元化する、こういった傾向が他県の例からも見られるところがございます。

それから最後に、その他といたしまして、メリットの欄であります。1つの総合事務所に多様な業務を集約することで市町村や住民との関係で窓口の一元化、ワンストップ化ができることをメリットとして掲げております。この点につきまして、本県の現状で考えますと、総合事務所として集約する範囲を現在の総合庁舎に入っていない部門、単独事務所で置かれています保健所等々まで広げるといたしますと、分離庁舎方式という形にならざるを得ないわけですが、その場合、内部的には書類の持ち運びや決裁に時間がかかる、そういった意味で事務効率を阻害する部分が出てくるのではないかと思います。また、対住民という点からしますと、総合事務所のメリットである窓口の一元化の実施も、物理的な面でなかなか難しい面があるかと、このように考えております。説明は以上でございます。

○丸山委員長 説明は終わりました。御質疑等ありましたら、御発言をお願いいたします。

○十屋委員 メリットシステムのところと予算枠配分で2つほどお聞きしたいんですけれども、調査したところでは、対象経費の部分がもっと拡大していたところがあるんですが、そして2分の1ではなくて、節約した分は翌年度に全額回すと。一度これを廃止というか、なくしたときに、前に戻したら節約しなくなったという職員さんの声も聞いたんですよ。そういういろんなものがあるんでしょうけれども、当然として、2分の1というのではなくて、節約したものを丸々次年度にまた事業として生かしていくという考え方というのは、私も前に一回質問したことがあるので、そのあたりは全然検討されなかったんでしょうか。

○西野財政課長 どれだけの経費節減分を翌年度に加算するかということについては、御指摘のとおり、各県によって状況が違いまして、各県の調査結果を見ますと、約半分ぐらい、10県、本県を入れて11県ありますけれども、そのうちの7県、ほとんどの団体が2分の1を翌年度に加算して計上を認めるというシステムとしているところでもあります。各県によって考え方は違うところではありますが、大前提としましては、各県において当該年度の予算を執行していく中で、それが本当に努力して、工夫をして節減した結果残ったものであるのか、それか単に不要だったのか、見込み方が甘かったのか、なかなかそういった積極的な節約によるものなのかということが見えにくいということが一点としてあると思います。財政状況、厳しい折でもございますので、そういった節減額を捻出した場合、基本的に収支不足の圧縮であつたり、真に必要な事業、本県では新規・改善事業等、そ

ういった全庁的な財源に充てるということも加味しながら、ただ、職員にもそういった節減のインセンティブをより強く与えたい、そういう中での判断として現在のシステムを試行的に導入しているところでございます。

○十屋委員 その中で調整事務費に関しては、メリットシステムで節約した分を回すのではなくて、当初の計画では、たしか、調整事務費は別枠で立ててやっていたんじゃないですか。メリットシステムのこちらの分をこちらに回すのは、財政的に非常に厳しいというのはよくよくわかるんですが、各部各課の足りない分というか、いろんな預け等もあって、その部分で調整事務費というのが設けられたというふうに認識していたんですが、メリットシステムで節約した分をこちらに回すというのは、この制度を導入した段階でそういう話だったんですか。説明がなかったような気がしたんですけれども。

○西野財政課長 御指摘いただきました調整事務費とメリットシステムとの関係ということになろうかと思いますが、まず、調整事務費につきましては、不適正な事務処理の検証、それから今後の対策の検討に当たって、なかなかその年度内には予算で見込みがたい事態が発生すると、例えばBSEとか鳥インフルエンザとか、そういったものがあったんだと思いますけれども、そういった場合に、ある程度、各部局の連絡調整課に経費を積んでおくことで柔軟に対応できるとか、そういったことで一定額を調整事務費として積み立て……。失礼しました。それにつきましては、主に備品購入費などを念頭に置いてやっていたものですが、それに加えて、このメリットシステムにつきましては、連絡調整課に置く調整事務費ではありますが、需用費として計上するもので、より使い勝手の

いい事務費として計上しております。そのほか、これに加えて、流用の手続の簡略化をしております、そういった一連の対策によって不適正な事務処理が二度と起こらないような対応、それから職員への経費節減のインセンティブを与える、そういう目的を図っているということでございます。

○十屋委員 最初には不適正な事務処理の関係で調整事務費が設けられて、その枠があって、それプラス、メリットシステムで浮いた分がそこに加えられるのか。言いたいのは、メリットシステムによって節約した分が各課によってどこぼこが出てくるんですね。だから、その調整事務費のあり方の根本的な考え方は、不適正な事務処理があったというところであって、その後このメリットシステムが入ってきて、それに上乗せして需用費として使っていくという考え方なのかというところをお聞きしたいんです。

○西野財政課長 メリットシステムによります加算は、調整事務費にさらに上積みするものでございます。調整事務費につきましては、各部局、50万から100万という一定の額を計上しているところですが、それに加えて、メリットシステムは各部局の経費節減分と過去との比較をしまして、各部局に経費節減した分だけ算式によりまして計上しているということでございます。この対策につきましては、不適正な事務処理の全庁調査の報告の中で調整事務費、それからいわゆるこのメリットシステム、両方とも今後の対策として示したところではありますが、メリットシステムについては、当該年度の補正額、経費節減の努力が見えないと翌年度からどれだけ計上するかというところが見えないということで、まず調整事務費のほうから計上した

という、そういった経緯があると。

○鳥飼委員 関連して、せっかく調整事務費のところが出ていますので、確認なんですけれども、メリットシステムを適用する対象経費もここに書いてございますが、これは事業単位ということで考えればいいんでしょうか。それとも、例えば課単位とか、そこを御説明いただきたいと思います。

○西野財政課長 調整事務費といいますのが、各事業でもありませんで、連絡調整課ということで部局単位で管理していただくものとしております。

○鳥飼委員 メリットシステムを適用する対象です。

○西野財政課長 あくまで部局全体でどれだけ経費節減したか、それと過去の実績との比較をして、各部局ごとに計上・管理していただくものということとしております。

○鳥飼委員 例えば、県民政策部で中山間地域集落点検モデル事業というのが819万6,000円ということで、去年の査定ではなっておるんですけども、2番目に「いきいき集落」応援事業というのが350万と例が出ておりますけれども、そういう事業ごとではなくて、県民政策部単位で旅費とか需用費とか、そういうものをトータルした部分で計上しますという御説明があったと思うんですけども、先日、決算特別委員会がありまして、旅費についてもかなりの額が不用残ということで出されているんですけども、不用残との関係はどういうふうに考えればいいんでしょうか。

○西野財政課長 不用残となった背景にはさまざまなものがあるかと思いますが。例えば、予算要求段階においては、どれだけ旅費等が必要かというのがなかなか把握しがたかったという

ようなものであったり、入札をしてみたら、実はより安価で済むような形での提案が行われた、あるいは既存の事業と似たような目的で、同じような出張とかで政策目的が達成された、いろいろなことで経費節減を図られるということがあろうかと思います。そういった経費節減は経費節減として、個別に政策評価なり決算なりを見ていく、翌年度同じような事業が行われるとすれば、当然、我々もそういった状況も加味しながら審査させていただいているところであります。加えて、個々の事業の積極的な経費節減のみではなかなか翌年度の予算につながるような、そういった経費節減のインセンティブというのがもう少しあったほうがいいんじゃないか、そういったことで、さらなるインセンティブを与える策として、このメリットシステムということをやるとして、このメリットシステムということをやるとして、各部局単位で過去の実績をもとにやっただいていてるところでございます。

○鳥飼委員 不用残となる場合というのは、ある事業を想定していても、例えば入郷のある町でその事業が実施できなかったというものは、不用残となってくるだろうと思うんですけども、それ以外にも、事業を実施しても、いろんなやりくりの中で不用残になっている部分があるから、もっとメリットシステムの中に援用といいますか、適用している部分というのはもっとあるんじゃないかなというような感じがするんですけども、そこら辺についてはどんなふうに考えておられますか。

○西野財政課長 個々の事業単位ではさまざまな事情、さまざまな努力によって経費節減というのが図られていくだろうということでございますが、そういったものをトータルで促進していくような意識づけをしていく、目的の半分は

やはり意識づけというところに出てこようかと思いますが、そういったことで、こういった仕組みがまずは定着して意識の高揚が図られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○十屋委員 枠配分方式についてお尋ねしたいんですけども、いわゆる部長マニフェストというのがあるわけですね。それを実行していくためには、ある一定、部長の予算の確保というか、そういうのと、それぞれの部局が財政課の査定を受けて積み上げていくんでしょけれども、そういう中で部長マニフェストを実行していくことを考えたときには、枠配分方式のほうがより実効性あるものになるんじゃないかなという思いが一つと、それからもう一点は、メリット、デメリットがあるんですが、先ほどのメリットシステムもそうですが、職員さんの意識の向上というところが大きな着目するべきところだと思うんです。デメリットのところかというと、1と2のところは、職員さんというか、部長マニフェストと部局の審査機能というか、県全体から見て優先度や緊急性とか、これは一番部局がわかっているんじゃないかなというふうに思うんですね。ましてや、スクラップ・アンド・ビルドが行われずと書いてありますけれども、それは当然、それぞれの所管部課を信用してきちんとやっていただくというのが大前提にあれば、ここのデメリットの部分は、各組織がもっと信頼関係で結ばれていくことで解決するんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えなんですか。その2点について。

○西野財政課長 枠配分方式ということでメリット、デメリットを掲げさせていただきましたが、まず、部局長マニフェストとの関係につ

いての御指摘ですけれども、確かに、部局長マニフェストというのは、各部局においてその年に実現したいこと、そういったものを数値をあわせて掲げられていると、そういった点で、その部局にとって課題をどう達成していくかというのが非常にわかりやすく示されているということだと思います。そういったことで、じゃ、その予算措置をどうしていくのかということについては、確かに、その部局に一定の枠を与えて、その中でやりくりをしていただくということでも対応が考えられるところですけども、結局、枠配分方式と一件審査、これにつきましては、本県におきましても、両方の利点をあわせ持ったシステムをとっているというふうに考えておりまして、全くすべて枠で任せて、後はだれも関与しないというところは実際にはほとんどないというふうに認識しております。

どういう本県のシステムになっているかというと、枠配分と一件審査の組み合わせということですけども、各部局が、例えばこれを必ずやりたいという課題があるとしたしますと、まず、その部局に与えられた要求限度額の中でどうやりくりをしていくかという中ですけども、まず要求限度額の範囲内で要求をしていただく、その中で、さすがに各部局に一律に限度額の考え方を設定するというのも、部局によっては政策課題が多過ぎでなかなか対応できないということもあろうかと思えます。そういった中で考えられますのが、その要求枠の中であれば、当然、各部局が自由に事務事業見直しなどによって組みかえる形で要求を行うことは十分可能なシステムになっておりますし、さらに、課題の大きいところについては、いわゆるインセンティブ枠というのを与えておりまして、年度途中で積極的に廃止であったり見直しを行

う、それにつきましては、その予算の要求範囲内でより要求枠を積極的に活用できる、要求枠については一般財源で我々把握しておりますけれども、一般財源を3分の2に圧縮する、例えば1,500万の事業をやりたいということであったら、本来、一般財源1,500万を要求する場合には、1,500万を要求限度額にちゃんとカウントしなければいけないところを、3分の2の1,000万、つまり、枠がより広がるというような形にしておりまして、そのようなまず事務事業の見直しによって積極的にその枠の中で見直すことができるということ、それからインセンティブ枠を積極的に活用すること、そのことによりまして、まず、要求段階でも実質的に枠配分と同じような機能で予算要求を行っていただいている。それに加えて、例えば公共事業とか、そういったもので枠配分ということを活用しているということで、この資料にありますメリット、デメリット、両方を加味したシステムで対応できているのではないかというふうに認識しております。

○十屋委員 わかったような、わからんような。なかなか理解ができなくて済みません。大体毎年予算要求のときに概算要求の中で出てきて、インセンティブ枠というのも説明を受けるんですけども、そのあたりはちょっと整理してみたいと思います。

○井上委員 毎回新年度予算を見せていただくと、前の予算とそう大差がなくて、印象として、それが非常に継続的な思いみたいなのがあるわけですね。前回、私は、中山間地域対策のところの委員会とかにいて思っていたんですけども、各部が同じような予算、細かく切った予算というのをたくさん持っているんですね。ですから、先ほど十屋委員からも出たように、

枠配分という感覚からしたときに、本当に予算が、お金を使った分が効果的に出てくるかどうかというのが、そこはどこがどんなふうにやるのかなど。政策的効果が本当にあらわれてくるような予算の配分になっているのかどうかというのが疑問があるわけです。

デメリットのところには部局間の調整機能が動きにくくなるとかというのがありますが、全体的に言うと、予算の政策的効果があらわれるのに、毎年、どこの部はこれだけ、どこの部はこれだけ、どこの部はこれだけみたいな、そういうことで本当にいいのかどうかというのがちょっと疑問があるんです。それと、先ほど見せていただいた当初予算の編成過程の公表についてというこの実際の査定状況を見ると、査定が本当に働いているものかどうかというのも疑問があったりするわけですけども、知事が持っている長期計画も含めて、それから、枠配分という言い方の中で政策的効果があらわれると考えていいのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○西野財政課長 まず、枠配分について、委員から、毎年各部の予算を見ているとかわりばえがしないというような御指摘があったかと思いますが、わりばえというのが極めて主観的なものかとは思いますが、実態として見ますと、本県の歳出全体の約半分がまず人件費や公債費、扶助費等の義務的経費で占められている。それプラス、法律で事務事業の実施が義務づけられていたり、あとは標準的な財政需要としてどの団体もこれぐらい取り組むであろうというものが大半であると。その中で、毎年、政策課題に対応するために新規・改善事業を中心に、各部局で当面の課題に対応するための予算ということで、かなり工夫を凝らして効果的

な予算を要求されているのではないかと。その上で我々も審査させていただいているところですが、すけれども、したがって、各部局で基本的には事務事業の見直し等によって自由に要求限度額の範囲内で予算要求できる。その中ではやはり各部局がまず、より効果的な事業、予算の使い道を考えていただいた上での要求になっていると。さらに、客観的な目で我々も審査させていただいているというところが実情なのかなと思います。

また、2点目の編成過程の公表について、恐らく御指摘は、主な事業について査定率というのが、ほとんど査定されていない形で示されているんじゃないかということだと思います。これにつきましても、理由は主に2つありまして、義務的経費というのが大半を占めるということ、それから、予算要求の前段階におきまして、夏の間は事務事業の見直しということ各部局がまとめ上げて、さらに我々も精査させていただいているところですが、その予算要求の前段階である程度不要なものであるとか、そういったものについて整理をした上で、それから真に必要なもののみが予算要求されているということで、結果的にそのまま査定率というのが90数%というような形になっているというふうに考えております。

○井上委員 予算に対して私たちも常々、目を引くと言ったらおかしいんですけども、今、県政が何を課題としているのか、例えば雇用であったりとか、景気の浮揚であったりとかという、それが予算の中に明確に出てくるようなポイントがあるといいなと思うんです。例えば、公共事業が今、ダウンしていて、経済的に底が冷え込んでいてというのなんかも含めて、こうした結果こうだという、枠配分方式のほうが、

メリットが2つでデメリットのほうが4なんだけれども、宮崎県にとってみれば政策的効果も含めて枠配分方式のほうがいいんだという説得力のある何かがあるんですか。そこを聞かせてください。

○西野財政課長 我々としては、枠配分方式について部分的に導入しているところでありまして、その中で例えば政策的経費についても、自由に要求限度額の範囲内で組みかえることができるという意味では、広い意味では枠配分だと言えるかと思えますし、また、そういった中でインセンティブ枠というのも十分に活用していただきながら、その枠を十分に効果的に使った予算要求ができるシステムになっていると思います。

最初に御指摘のありました、どういう方向性、特に何に重点的に使われているかというのが結果的にわかりやすいかどうかということにつきましても、毎年度、予算編成に当たりまして、重点施策ということで対応しております。雇用につきましても、また、医療、子育て支援等につきましても、そういった形でそれぞれ重点課題に沿った重点的な事業、そういったことを集約して、いわゆる白パンフレットの中でも整理して御説明させていただいているところでございます。

○井上委員 最後ですが、宮崎は枠配分と一件審査の組み合わせにより予算編成を行っている県、25県の中の一つですね。一方ではメリットシステムというのを導入しているんだというふうに言っているわけですね。だから、これは私の意見ですが、非常に中途半端な感じがするわけです。本当にメリット方式でシステムをちゃんと活用してその効果を大にするんだとしたら、また別の予算編成の方法というのもあってもし

いのではないかというふうに思っているわけですが、今、中途半端と言えれば中途半端ですが、枠配分と一件審査の組み合わせによる予算編成が宮崎県にとっては一番いいのだということでしょうか。

○西野財政課長 現時点では、枠配分との関係については、本県がっております枠配分と一件審査の方式との組み合わせ、さらにその一件審査をとる中でも、要求限度額の中でインセンティブ枠の活用などを積極的に、その枠を十分に活用できる、そういったやり方というのがこれまでの試行錯誤の中でたどり着いた状況ですけれども、当然、その状況によっては、全庁的に、国から基金が来て、雇用対策のようにそれをうまく活用していかなきゃいけないという課題が出てきたり、それから、政権交代によってこれから国の事務事業というのが大きく動こうとしている、そういった中で適切な対応もとっていかねばならない、そういった状況の変化もありますし、また他県の動向等もありますので、そういった状況も勘案しながら、今後、よりよい編成のあり方について検討してまいりたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 宮崎県の場合は、いずれにしても財政構造は厳しいわけで、その中で義務的なものはここ10年変わらないわけですね。予算がかつては7,000億を超したのが、今は5,600億ぐらい。1,400億円も減ったわけです。何が減ったかという投資的なものが減ったわけですね。県民が期待するのは投資的というか、経済効率の上がるようなことをやってくれと言うけれども、いわば1,500億円財政は減ったけれども、義務的なものもそれを同じように減ればいいけれども、全然減っていないわけでしょう。その中で予算編成をいろいろ言っても、特徴ある予算

編成は限界に来ておるということではないんですか。どうですか。

○西野財政課長 御指摘のとおり、予算編成に当たっては、当然、財政も厳しくなってくればくるほど、より徹底した見直しというのを毎年重ねてきているというところでございまして、本当に第1期の財政改革、それから第2期の財政改革、今、進行中ですけれども、そういった中で、御指摘の投資的経費、人件費等につきましても、経常的経費につきましても、当然厳しい見直しを行ってきているところでございます。その結果、今の形としては非常に弾力性の乏しい硬直的な、ほとんど義務的経費及びそれに準じるような、余り裁量の余地がない、そういったところが非常にウエートが高いと。ほとんど裁量の余地がないような部分かと思えます。そういった中で、やはり、毎年毎年起こる政策課題、中長期的に対応すべき課題については、できるだけ財源を捻出しなければいけない。その中で事務事業の見直しとか、積極的に経費を見直しながら、予算要求の中でも積極的に事務事業を見直して、インセンティブ枠を活用していただけるような、そういった形で進めていかなければならないというふうに考えております。

○緒嶋委員 そういう状況の中では、言われたとおり、各部ごとの調整能力というか、金がなくても特徴ある予算をどう組むかということが県民に対するアピール力にもなるわけで、そのあたりが弱いと思う。それとともに、各部ごとに配分を決めると言うけれども、各課の配分というのは、投資的なものを含めてどうなるわけですか。

○西野財政課長 基本的に各部局ごとに要求限度額を設定して、その中で要求をしていただく

ということで、各部局ごとにそれぞれ対応していただいているというのが実情かと思えます。一方で、例えば各部局の中で言いますと、それぞれの課が懸案を抱えていて、なかなかある特定の課に重点的に配分することができない、そういった実情も一方ではあると。その中で各部局、うまくやりくりをしていただいている、そういった状況かと思えます。

○緒嶋委員 ここに書いてある効果のメリット、デメリットを十分調整しながら政策を決めていかなければ、じり貧のことで、声高にこの重点施策でやっておりますと言っても、実態はそれに伴っておるのかどうかというのが我々は心配なわけですね。そこ辺を含めて調整能力、特に政策本部というようなところもあるわけですから、組織的なものも機能しておるかというのが我々の目から見ると十分でないと言わざるを得ないということです。

また、出先の組織等についても、いろいろとメリット、デメリット書いてありますが、県は将来どうしようと考えておられるんですか。

○桑山行政経営課長 総合事務所化についての考え方ということでよろしゅうございましょうか。きょう、御説明いたしましたのは、県内おおむね7地域、8地域で区分されて出先機関が設置されております。それぞれの地域に7つないし8つの総合事務所を設置した場合ということで申し上げております。今回申し上げた中のデメリットの一つとして挙げております、7つ、8つ設置した場合の1つの総合事務所の所管市町村数が少ないということによる市町村と県の二重行政による弊害という問題、資料の5ページの4県、二重行政の弊害があるということで総合事務所制を廃止したところがございしますが、これが一番大きな課題であると。という

のは、住民に身近な行政は基礎自治体である市町村が担当して、県は市町村の補完であったりとか、あるいは複数の市町村にまたがる広域的な業務を担うということからすると、やはり大きな弊害かなと思っております。こういうことから仮に総合事務所を検討の俎上にのせるとすれば、今の7つとか8つとかいう区域を前提としない、それを白紙に戻して総合事務所化というのを考える、そういったことも本県に当てはめれば必要になるのかなと、そういった思いを持っております。

○福田委員 出先機関の統廃合の問題ですが、10数年前に岡山にちょうど始まったころに行って、また今度行ったんです。岡山はさらに進んでおるんです。皆さん方が提出していただいた資料を見ますと、これは随分後ろ向きだなという感じを受けたんです。私は、久しぶりでしたから岡山県の現地で質問をしました。正直言いまして、答えは、やっていけないからということでしたよ。本県、単独事務所でやっていける自信や財政状況であれば、私はやっぱり今のままがいいと思いますけれども、恐らく本県も岡山県と同じように厳しいと。岡山の地図を見ましたら、太平洋岸から日本海側までありまして、岡山と倉敷両市で人口の半分以上。宮崎と一緒に広いですが、県の日本海側はほとんど過疎地域ですね。今回の事務所統合では3事務所になっています。人口が200万県ですよ。そういうような状況でありますから、本会議でも総合事務所の問題、この10年間の間に随分各議員が質問されていましたが、取り組む時期に来ているのではないかなと。7つで総合事務所をつくれということを行った議員はいないと思うんです。もっと効率的な、今、そういう環境下にある。今度、この委員会が佐賀、鳥取、島根、

岡山に行きましたね。本県よりも人口が多いのは岡山だけでしたが、本当、行財政改革、真剣にこの問題、いろいろ取り組んでいますね。そういう面では、私の危惧に終わればいいんですが、いささか我が県はその感覚が弱いのではないかなという心配をいたしました。いかがですか、行政経営課長。

○桑山行政経営課長 本県におきましては、総合事務所制という形にはなっておりませんが、例えば出先機関、総務事務の一元化であるとか、本庁においても総務事務センターの設置とか、可能な部分から行革への取り組みというのは続けているところでございます。岡山県につきましては、平成17年度以前は9つの地方振興局があったと。これを平成17年度以降、3県民局、6つの支局、21年度からは3県民局というような形で、行革、組織の統廃合を主に置いて、17年の岡山県の資料によりまして、こういった再編によりまして、職員数の340人程度の純減、そして額にして50億円程度の経費節減効果があるということでございます。ということで、行革を大きな目的の一つとして取り組んでおられると認識しております。

総合事務所制のメリットといたしましては、組織の簡素効率化、行革の視点、県民サービスの向上、地域における企画立案機能の強化、こういったことを総合的に考えていく必要があると思いますので、今後とも、そういった3つの視点を頭に置きながら、組織のあり方は検討していきたいというふうに思っております。

○福田委員 具体的な例を申し上げますと、今年度、農林振興局の傘下に農業改良普及センターも持ってこられましたね。これなんかは形式上、機構上ではそうですけれども、実質的には簡素化になっていないんですね。県民、農家

サイドからすれば農林振興局と農業改良普及センターは、入れ物のことを言われると別ですが、本来ならば1カ所にあったほうが、極めてワンストップサービスの機能に近い利便性を得ることができる。

それから、あえてこの前、宮崎市の話も聞きました。宮崎市、今度合併して40万都市になりますね。宮崎県の人口のかなりの部分をこの1行政で占めるわけですが、そうしますと、県行政と市行政の中に二重行政が生じてくる可能性があるんですね。この辺も、市町村合併の機会をとらえて、大いに組織の見直しをされないかと、先ほど緒嶋委員からありましたように、行政管理費というのはずっと一定ですから、わずかでも増嵩するんですね。その中で予算が圧縮される。そうすると行政投資というのはわずかですね。いわゆる自活をするのがやっと、そういう感じになってきていますから、その辺は執行部の皆さんも、議会もですが、大いに改革、改善をやっていく必要があるなということ今年度の視察を通じまして……。私たちは簡単に考えていました。あの小さい県で大したことはないだろうと。やるのが大胆だなと感じましたので、一言、発言をさせていただきました。

○緒嶋委員 振興局、土木事務所が同じ建物のところが何カ所かありますね。そこあたりの各総務部の仕事は、土木事務所の総務的なもの、農林振興局の総務的なものは別々に機能しておるわけですか。そこ辺はどうなっておりますか。

○桑山行政経営課長 例えば工事の契約でありますとか、そういったところにつきましては、土木事務所なり農林振興局なりに必要な職員もおりますけれども、旅費、あるいは物品の発注とか、そういったいわゆる総務事務といいます

か、各出先機関で共通的な部分のみを取り出して、かつて県税事務所のところに総務事務をあわせて持たせまして、今、県税・総務事務所というような形で一元化を図っているところがございます。

○緒嶋委員 私は、西臼杵の場合は総合事務所がうまく機能しておると思っているんですね。だから、振興局と土木事務所が一緒になること、名称だけでも最初、総合事務所に変えたらどうですか。そして、その中で改革をもう一步進めるといふ手法はできないものかどうか。同じ中に長が何人もおるじゃないですか。統廃合する前に、一つの長にして、部長級がトップにつくとか、そういうような一歩一歩行くような、そういう方法もできないのか。

○桑山行政経営課長 おっしゃるような点で、県によって総合事務所としている範囲が、すべてを網羅的にやっているところと、そうではなくて、例えば大分は農林と商工だけやっている、土木事務所は相変わらず土木事務所のままで存在しております。いろんなやり方があると思いますので、おっしゃるような点も含めて、今後の検討の視点とさせていただきますと思います。

○徳重委員 総合事務所のことについてお尋ねしてみたいと思いますが、総合事務所、今回も視察をさせていただきましたが、各県、これをできるだけ統合していく、廃止していく、合理化していくというような形で進められておまして、全国的にも、ここにありますように、一部、宮崎県を含めて6県と、19県が導入していないというようなことで、その動向というんですか、過去のここ2～3年の流れとして、市町村合併が進んでいる中で総合事務所の廃止というか、統合というか、そういったものが進めら

れている流れというのはどういう状況なんですか。

○桑山行政経営課長 正確な資料は持ち合わせておりませんが、以前は全域で総合事務所制を導入しているところが半数を超えておったと思います。ただ、今回の4つの県の例に見られますように、市町村合併が、本県はもともと市町村が少ない県であった中で減少はしておりますけれども、ほかの県では、例えば岡山県であれば78あった市町村が27というような減り方をしております。こういった急速な市町村合併の進展の中で、やはり二重行政の弊害というような点で、傾向としては、全域で総合事務所制の県が幾らか減る傾向かなというふうに思っております。

○徳重委員 宮崎県の場合、西臼杵支庁があるわけですが、ここにもかなりの職員の方がいらっしゃるわけで、3町で1つの総合事務所という形ですが、宮崎県全体を見ても最も少ない状況の中でこの支庁を維持する。あるいは延岡市を引くくめた県北のそうした形の中での統合をしていくことによって、私は十分賄われるんじゃないかという気がするんですね。今、御案内のとおり、時間は若干かかったにしても道路は非常に整備されているという状況の中で、あるいはいろんな情報機関も整備されている中では、これも十分できるんじゃないかなと。我々の都城圏域でも1市5町、土木事務所あるいは振興局があってしっかり機能しているわけです。ここ辺のところで総合事務所についての改革というんですか、統合というか、そういったことについての検討をされたことはないんですか。

○桑山行政経営課長 西臼杵支庁に関して申し上げますと、交通事情は随分改善されたとはい

え、やはり延岡市から高千穂まで50分から1時間ぐらいかかると。そこから例えば福祉関係、農林関係の職員はまた30分、1時間かけて現場に行く。業務の効率の問題、それから職員の負担、そういったことを考えますと、支庁にああいう形で職員を置くほうが現在はいいのではないかと思っておりますし、職員数の問題でいきますと、西臼杵支庁、昭和50年で申しますと122名の職員を配置しておりましたが、現在は73名ということで、業務量の減少もありますが、効率化という視点から、行政改革にも努めているところでございます。

今回、総合事務所のお話でございますけれども、仮に7つではなくて、例えば3つとか4つとか、岡山県で視察されたような例になりますと、当然、県内の幾つかの地域には、支所であるとか、そういった機能を持つところが出てくるということになるのではないかなというふうな気がいたします。

○徳重委員 福祉事務所のことも今、お話に出ましたが、都城は北・西諸県福祉事務所というような形で、西諸まで都城が管轄しているわけですね。時間的に、県内だったら1時間というのはお互いに理解できる、住民としてもサービスがそんなに低下することではないというような考え方を持つもので、こうした改革を進めていく中、あるいは市町村合併がここまで進んできた状況の中で、やはり整理できるものは整理していくという姿勢をとるべきだと考えておるところであります。以上です。

○鳥飼委員 何点かお尋ねしますが、今、出先機関の問題が出ておりますので、これについてお尋ねをします。岡山の例が出ましたけれども、3県民局にしたということで、やはり都市部中心になるものですから、中国山地に近いと

ころからは物すごく不平不満が出ているということでした。宮崎の例で言えば、今、支庁の例が出ましたけれども、支庁を延岡に持ってきて延岡で一括でやるというのも一つの考え方ですけれども、私ども県民の合意としては、支庁は支庁で独立をしてというのが今の合意だろうというふうに思っているんですけれども、これを突き詰めていけばそういうことになりかねないなというふうに思っておりますし、何のためにそういうふうな事務所の統廃合をやるのかということにもかかわってくるんじゃないかなというふうな気がいたしておりますので、総合事務所化、支庁化というのについては、資料でも図面で所管区域も示していただきましたけれども、やはり慎重にやっていったほうがいいのかなというふうな考えを持っております。

そこで、そういう検討を進める一方で、具体的に、個別的な問題で一緒になれるところはないのかどうかというようなことですね。この間は日南と串間の土木とかいろいろ出されましたけれども、それ以外について検討をしておられるようなことがあるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○桑山行政経営課長 現在、この場で申し上げられるようなところはございません。

○鳥飼委員 どこかを廃止してということはもちろん言いにくいでしょうけれども、私が申し上げているのは、例えば福祉子どもセンター、福祉事務所というのがありますね。市町村合併で市ができると、そこでは生活保護の業務というのはなくなるわけですがけれども、そうなりますと、南那珂を考えてみると、日南、串間はもうないんですね。中央福祉子どもセンターがやるということになるわけですがけれども。北諸はどうかということになりますと、野尻は合併し

ますので、三股町と高原町の2つになるわけですね。中央では清武がなくなりますし、残るのはどこかという国富と綾ということになるわけですね。東臼杵を見ても、東臼杵も今度は入郷の町になってくるわけで、まともなどいいますか、これまでの形として残っているのは児湯福祉事務所だけなんですね。これは合併の議論が進まないというのも一つあるんでしょうけれども、果たして業務的に見て、2町だけやっていてその業務が的確に遂行できるのかどうかというところを私は懸念しているところなんです。というのは、いろんな突っ込んだ議論とか、次長と一緒に仕事をした経緯がありますから御存じですけども、やはり悩むところがあったり、いろんな国の考え方があったりしても、世帯の自立を図るにはどうするのかということで、個別に挙げないにしても、業務的な相談というのでも出てくるわけですね。専門的な相談をやるという場合に、そういうふうに少なくなってきたらそれもできなくなるんですよ。ということは、結局、生活保護をやる事務所としては極めて不十分なことしかできないということになってくるわけですね。そうなるかどうかと云ったら、例えば三股町でしたら、都城市に「都城市さん、どうでしょうか、これをやっていただけないでしょうか」というようなことも一つの大きな方策ではないか。そのことが住民のためにはなるのではないかというものを考えたり、また現場の人からも聞いたりするものですから、そういう検討などをされていることはないですかということで申し上げたわけです。

○桑山行政経営課長 委員おっしゃいますように、例えば保健所でありましたら、宮崎市の保健所ができたことによりまして、当然、県の保

健所の業務範囲は狭まって、それに応じた体制をとっているわけでございまして、また、町村合併のお話がありましたが、町村がなくなって市になることによって、県のカバーする範囲も随分変化が出てきております。それと、おっしゃるように、できることであれば基礎自治体のほうでいろんな業務をやっていたらと。三股町のお話もありましたが、そういった今、おっしゃったようなことを含めまして、今後の組織のあり方、今も考えておるところであります。今後とも、いろいろ検討していきたいというふうに思います。

○鳥飼委員 例えば監査業務だけは残して、どちらにしても監査業務は残るわけですから、それはそこでしっかりやっつけていこうということも検討していけば、総合事務所化とか支庁化ということではなくても、それはやれていくんじゃないかなと思っておりますので、ひとつ参考にしていただければと思います。

続けて、予算編成の現状についてということでお尋ねをしたいと思います。昨年度、私も提言をいたしまして、予算編成についてもっと公表をしていくべきではないかというようなことを提言いたしましたら、きょう、ここに御説明いただいているように、こういうような形で一定の公表と云いますか、公開と云いますか、これが出されてきたわけなんですけれども、このことについて、県民からとか、いろんなところから何かリアクション、こういうことがよかったよとか、問い合わせとか、そういうのがあったかどうか。恐らくなかったと思うんですけども、どうでしょうか。

○西野財政課長 編成過程の公表については、議員を初め議会からも御指摘いただきまして、検討させていただいた結果、今年度の当初予算

から公表させていただいているものでございますが、当初、初めての取り組みということで、議会への予算案の説明会、そういったときにも関心を示していただいたかと思えますし、また、そういった観点からマスコミ等からも関心を持っていただいたところではありますが、具体的に県民からお問い合わせをいただいたとか、そういったものは恐らくなかったのではないかなというふうに承知しております。

○鳥飼委員 なかなか予算についてはそういうふうに理念と現実の違いから、例えば、このように議員が問い合わせをするなり、マスコミの皆さんとか、特定の関心を持っておられる方ぐらいかなとは思っているんですけども、それをどれだけふやしていくのかというのが大きな課題で、税金といいますか、予算を有効に活用していくためには、もっともっとこのシステムを知ってもらうということが大事だろうと思うんですね。去年の例では、2月9日に公表ということで出されておりました、資料別冊でいきますと、20年度の要求額と対前年比というような形で表現といいますか、公表されているわけなんですけれども、これでは非常にわかりにくい。去年は1回目でしたから、その1回目に踏み込んでいただいたことについては私も大いに評価をして、よく頑張っていたと思います。ということでお礼を申し上げたいと思うんですが、今後、新年度予算について、こういうようなことで原課は要求をする、県民の要望というものはこういうふうにして聞いてもらっている、しかし、ないそでは振れないというか、いろんな予算の重点化というようなことの中で修正が加えられていくわけですけども、そこはもう少しわかっていったほうが、県民の側からも、また議会の側からも、より効果的な予算編成に

なっていくのではないかなというふうに思うんですけども、それについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○西野財政課長 編成過程の公表につきましては、今年度当初予算から初めて導入をさせていただいているところであります、まず試行的な形で、しかも、各県を見渡してみましてオーソドックスな形で対応させていただいております。例えば部局ごとの総額であるとか、そういったレベルではなかなかわかりにくいというようなこともあろうかと思いますが、個別の事業につきましては、重点施策とか一定の事業につきまして、要求状況、それから査定結果、額の変遷も見てとれるような形とさせていただいております。それがどこでどのような経過をたどったかということについては、内部の意思決定の過程でもありますので、そこでこれ以上のことというのは、最終的にその後、知事が予算編成を意思決定としてまとめたということで御理解いただきたい。また、他県でも、最終的な形でしか公表しないというところがほとんどでございます。そういった状況も見まして、このような形をとらせていただいているところですけども、具体的にどういう形で公表ができるのか、そういったことについては、今後、この取り組みを続けていく中で、引き続き検討させていただきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 先ほどありましたけれども、この間視察に行ってきた、私は鳥取に2回行ったんですけども、前の委員会のとくと、この特別委員会で行って2回、そして2回スライドを見せてもらって、総務省から来ておられた課長さんから主に説明をいただいたわけなんです。鳥取県の場合は、ペーパーレス化ということか

ら始まって、紙をなくしていこうということで、議論の始まりがちよっと違っていたようなんですけれども、最終的には、財政課長査定、総務部長査定、それから知事査定というところで、こういうふうにして予算が決まっていますというものが公開をされているわけですね。そうすると県民にとっても非常にわかりやすいと。自分の環境の問題はこういうふうにしてもらいたいんですけれどもということが、それを見ればすぐ見れるわけですから。財政課長のところではこうだったけれども、総務部長で削ったとか、総務部長ではこうだったけれども、知事で削ったというようなところが出てくるわけですね。政治的な判断ももちろんあるし、予算編成権というのは知事にあるわけですから、それは当然なんですけれども、その編成過程というものを公にすることによって、県民自体が宮崎県政の財政のあり方を考える非常にすばらしい契機になると思いますので、昨年度といたしますか、ことしの1月ですね、このことについては大いに評価をしますけれども、もう一歩踏み出してそれを展開していただきたいということをこの場では要望にしておきたいと思いません。よろしくをお願いします。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○武井副委員長 出先機関の再編の件なんですけれども、前の議会で土木事務所の再編が否決をされまして、私は個人的には非常に残念に思っているんですが、振興局という話も、きょうもいろいろ議論が出るんですけれども、一方ではこういう形で否決された、これも民意であろうかと思うんですが、そういった意味で土木事務所の再編を否決したことが、今後の出先機関の再編に影響というのがあるのかなのか、どのような形になっているのか、伺います。

○桑山行政経営課長 土木事務所再編の議案につきましては、否決されたということは真摯に受けとめて、またいろいろ検討しなければならないと思っておりますが、うちの課の所掌は行政改革ですが、これは、厳しい財政状況の中で不断の課題である。ふだんからずっと検討すべき課題であると思っておりますので、土木事務所も含めまして組織のあり方というのは今後とも、常に社会経済情勢の変化等も踏まえながら、検討していかなければならないと思っております。

○武井副委員長 わかりました。

あと2点、今度は総務部長にお伺いしたいと思うんですが、この件について、知事がどういう見解を持っていらっしゃったのか、そして、土木事務所の再編が否決されたということ踏まえて、今後、出先機関の再編についてどのようにしていこうとか、そういったことについて何がし指示があったり、知事の見解があったりしている部分があれば、お聞かせください。

○山下総務部長 基本的には先ほど行政経営課長がお答えしたとおりでございまして、この行財政改革というのは歩みをとめるわけにはいかないと。ただ、この前の議会で否決されたことについては真摯に受けとめたいということでございました。将来の方向性としては、先ほど総合事務所云々という話が出ましたけれども、これは別に置いておいて、行財政改革として、やはり組織の効率化は目指したいということは基本で考えていただいております。

○武井副委員長 わかりました。より具体的にいろいろと見解も聞きたいんですが、この辺はまた次の議会にでもゆだねていきたいと思いません。

その上で大きな方向性としてお伺いをしていきたいんですが、出先機関の問題がこういうふうに出てきているんですが、県として、県庁としてということでもいいんですが、今、橘通のこの県庁にも多くの方がいらっしゃるわけですが、将来的には、できるだけ住民に近いところに職員とかマンパワーを割いて、いわゆる県の本庁をリデュースというか、減らして行って出先を厚くしていくのか、それとも県という、基礎自治体とは違いますから、ここでの政策決定機能を高めていくというようなことで、県庁の機能を強くしていくのか、すなわち、方向性としてここを減らしてでも地域に厚く職員を配置していくという方向性にしていくのか、それとも、より県庁の中で集約して政策決定機能を高めていこうとするのか、大きな方向性としては、今後、県の職員配置というのはどういうふうな形であるべきだというお考えがあるのか、お聞かせください。

○桑山行政経営課長 基本的には、県全体を束ねる立場として政策決定機能も大変重要ですし、また一方で、いろんな県の業務、出先機関で実施する上で住民サービスをしっかりやっていくという意味では、出先機関の職員の配置も大変重要であり、両方ともしっかり職員体制を充実させる必要があると思います。ただ、基本的に今の流れというのがやはり地方分権、権限移譲の流れの中で、先ほど委員からお話もありましたけれども、市町村にできることは、いわゆる住民に身近なサービスは市町村でやっていただくという考え方でいくとすれば、出先機関における県の業務量が減っていくということになりますので、そういう意味で出先機関の職員数というのは減っていく可能性はあるのかなと、そういう認識は持っております。

○武井副委員長 ということは、確認ですが、将来的には基礎自治体に任せる部分というのをより強くしていかなければいけないので、県としては、出先機関というのは、全体的には削減をしていくという方向性で進めていくというような認識で、これからの再編も動かしていかれるということでもよろしいということですね。ここはすごく大きな方向性だと思うので、ぜひ、お聞かせください。

○桑山行政経営課長 市町村との関係において権限移譲という部分においては、当然、業務が市町村に行くわけですから、その分、県の業務は減るということでもそういうことになろうかと思いますが、全体としてそうかと問われますと、いろんな社会経済情勢の変化で、県にとって出先機関を強化するような場面もあるかもしれませんので、全体としての方針で出先を減らすということまではなかなか断言できないんじゃないかと思います。

○武井副委員長 わかりました。ありがとうございました。

○星原委員 ちょっと教えていただきたいんですが、2ページに平成21年度当初予算（一般会計）の性質別ということで掲げてあるんですね。21年度の当初要求額が2,693億と出ていますね。平成11年はどれぐらいだったのか。義務的経費、投資的経費の平成11年度はわかりますか。

○西野財政課長 申しわけありません。手元に資料がございませんので、また後ほどお知らせしたいと思います。

○星原委員 後ほどでいいんですが、多分、義務的経費はそう減らずに、投資的経費が、先ほど緒嶋委員が言われたように、減っている部分というのはそういうところじゃないかなと思う

んです。そういう形を見たときに、今度また10年先、仮に平成31年はどうなっていくのか、予測はなかなか難しいところですが、そういう考え方に立って行財政改革を進めていく上で、逆の意味で言えば、今、景気が落ちてきているわけですが、義務的経費はそう変わらないで、投資的経費だけが毎年毎年減額に仮になるような形で、景気がよくならなくなったら多分、予算も、はっきり言えば、先ほど厳しい組み方をされると言われていましたが、なかなか進まない状況が出てくるんじゃないかなと。そうやってきたときに、義務的経費の部分をどういうふうに減らしていくか、投資的経費の部分をどうやったらふやせるかという、予算を組む場合に、そういう考え方で組み方というのはされているものなんですか。

○西野財政課長 中長期的なスパンで見渡した上でということは非常に難しい……。概して言うならば、義務的経費、人件費とか公債費、県債の元利償還であるとか、社会保障費、そういったものですが、そういったものは、人件費の抑制に努める、定員管理とかをしっかり努めるとしても、例えば公債費であったら過去の景気対策の清算であったり、扶助費であったら、社会保障関係費がメインですが、少子高齢化が進んでいくと、どうしても医療費等を初め社会保障費はかかってくる。そうした意味で義務的経費というのは、やはりどんどんふえてしまう傾向にあるかと思います。その一方で、どうしても投資的経費とか政策的経費、それをやりくりしていかきゃいけないわけですが、そういった意味では、本県の歳入を見ますと、地方税よりも交付税とか依存財源のほうが大きい。そういった中で、国の財政状況もやはり今後、悲観的に見ざるを得ないと

ころがあるかと思いますので、そういった意味では、義務的経費もできるだけ抑制しながら、社会保障であっても、例えば健康長寿への取り組みであるとか、毎年公債費というのがふえていく傾向にありますけれども、将来的な公債費というのを縮減していくためにどうやって組めばいいのか、そういった観点から、当然、毎年の予算というのでも考えないといけませんし、将来の財政が置かれた状況、そういうのを見渡しながら、一番大事なのは行財政改革を徹底してやりながら、その時々、短期的な課題であれ、中長期的な課題であれ、そういった措置をしていく、そういったものがスタンスになろうかというふうに思います。

○星原委員 国も来年度の歳入予算もかなり減額の状況にある。県税も多分、同じような形でいくと思うんですね。ですから、こういう予算編成という流れの中では、これから宮崎県としては、県税収入を上げていくための方法とか、いろんなところまで考えていかないとなかなか厳しくなってくるんじゃないかなと。県民に対しても、こういう予算で景気対策予算、あるいは県税収入を上げるために、経済活動が活発になる方法のために、こういうふうにした予算組みをしているんだというものを示していかないと、ただ前年度に対しての割合でいっていいものなのかどうか。今後のいろんなことを考えると、財政改革、行政改革をやる上からも、一方では投資的経費の部分だけがただ減っていくことで本当に景気浮揚になったり、県民所得の向上につながる方向にいける、あるいはそこからの税収になってくる部分がふえていく、そういうための何かという部分というのは、予算を各部に配分するときに、そういった目標みたいなものを出させながらやっているものなんです

か。やっていないんですか。

○西野財政課長 予算編成に当たっては、毎年、重点施策としまして幾つかの課題等を挙げておりますけれども、当然、その予算というのは、最終的には県民の福祉に寄与するべくそれぞれの事業を構築しているということで、とりわけ現下の厳しい経済情勢を踏まえて、雇用対策とか、そういったものを当然、今年度予算もそうでしたけれども、来年度もやっていかないといけないという、そういった面と、御指摘の県民所得の面をどうするか、そういったものは将来的に税収に入ってくるということで、中長期的な課題として農商工連携など、より経済の活性化といいますか、本県の独自性を発揮して経済が向上する、そういったものを特に重点的に配分していきたいということで重点施策、それから宮崎県の雇用・経済対策ということで取りまとめさせていただきましたが、そういう方向性で進ませていただいているところでございます。

○星原委員 1県だけでどうこうできる形でもなくて、国全体の流れの中でしょうから、なかなか厳しいところもあるのかなというふうに思いますので、そういう面もどこかに置きながらやっていくべきじゃないかなというふうに思います。

もう一点、出先の関係のことなんですけれども、今言った予算なんかを見ても、人件費の割合というのがかなり占めていますね。投資的経費が21年度の当初で1,200億ちょっとなのに対して、人件費が1,634億というような形になっていくわけで、やはりこの部分をどういうふうにしていくかというふうになると、一方では、総合事務所をどういうふう to 今後考えていくのか、5年後とか10年後とかという中でどう

考えていくのかというのものもあるだろうと思いますし、なおまた、市町村合併の問題についても、県がそういうことをやることで逆に言えば市町村合併も一方では進むのかなという感じですね。そして、県の持っている機能を市町村になるだけ渡していく部分と、出先機関の総合事務所の部分と、県の本課の役割、その辺のところをどういうふうにしていくかということを確認にしていけないとなかなか進まないのかなというふうに思うんですよ。

単純に合体すればいいかというのと、これまた、私も地元で市町村合併をやってみて、地域住民にとっては不満もあるところもある。これは、サービスの仕方をどうしていくかだろうというふうに思うんですけども、そういうこととかをあわせて、端的に言えば、土木事務所とか振興局とか、都城土木で言えば、平成10年前後、その辺は大体100億を超える事業費があったのが、今、20億から25億ぐらい、数字的に減ってきているわけですね。5分の1とか4分の1になっているような状況で、人件費がそれぐらいで賄っているかというのと、そうじゃない。要するに、事業費は減っているけれども、人件費、人の部分はそんなには減っていない、そう変わらない形でやっているわけですね。事業費に合わせてそういう形にはなかなかないとは思いますが、そういう部分の見方というのをしたときに、減っていく部分の中で、出先の動きをどういうような形にしたほうがいいのかとか、そろそろこれから5年先、10年先に向けてそういう部分も判断材料にしていけないと、さっき言ったように、このままの流れでいけば義務的経費は動かすのはなかなか難しいけれども、投資的経費が多分、ずっと毎年毎年減っていく部分になってくるのかなと。そ

ういうことを考えたときには、義務的経費の部分減らすには、やはり統廃合というのが一つの目安にならざるを得ないんじゃないかなというふうに思っております、その辺を地域の人たちと、あるいは市町村とのかかわり合いの部分とか、県の果たす役割とか、その辺について今後どういうふうに持っていこうと考えておられるのか、教えていただきたい。

○桑山行政経営課長 確かに、行財政改革の中で人件費の削減というのは大きな課題でありますし、県におきましても、定員の削減ということで、行革の期間中に1,000名の純減を行うということで目標を掲げて着実に成果は上がってきていると思います。ただ、これまで随分と定員の削減等をやってきましたので、これから先は1つの事務所で1人、2人と薄く皮をはぐように減らしていくという形も、ある意味では限界も近いかなと。そういう意味では、今回の話題である総合事務所化も含めまして、組織の見直しをあわせて行いながら、人員の削減を行う。そういう事務所統廃合を行うことによって、スケールメリットによりまして住民サービスの低下をなるべく来さないようにしていく、そういうことも実現できるのではないかと考えております。したがって、今後は、そういう行財政改革の推進、人件費の削減という意味からも、組織のあり方については、組織の統廃合を含めて、またさらに検討していきたいという、そういう気持ちでございます。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

1点だけお伺いしますが、予算の公表と、今後、総合事務所に向かうに当たって、ぜひ進めたいと思っておりますのは、鳥取県でも、鳥飼委員も言われました、ペーパーレス化ができたことによって財政課長ヒアとか部長ヒ

アとかにペーパーレスでできるということで、それがすぐインターネットに移行できるとかありました。総合事務所になると、問題なのは、書類を運ぶ時間があるからとか、それがあってペーパーレス化は非常に大きな課題にもなってくるというふうに考えているんですが、今、県としてのペーパーレス化というのはどれぐらい進んでいるのか。そして、今後、どのような方向性を考えているのかをお伺いしたいと思います。

○西野財政課長 ペーパーレス化の現状については、ちょっと把握できていないかと思えます。予算編成過程でのペーパーレス化について申し上げますと、確かに、部局とのやりとりの中では、いろいろ個別説明に至っては資料での説明というのが求められることが多いかと思えます。鳥取県、どのようなことでやられているかわかりませんが、基本的には提出された資料に基づいてヒアリングをします。ヒアリングをする中では、パソコン等に向かってやるわけではありまして、いろいろ資料に基づいて、どこに何が書いてあるか個別に聞いてやる上では、やはりプリントアウトしたものというが我々は必要かと。それに、プリントアウトしたものでこそ見えてくるもの、そういうものが審査する立場からすれば多いのではないかと。それと加えて、本格的なペーパーレス化をしようとする、それに耐え得るようなシステム、それが大変重要になってくると思えますけれども、そのシステムを構築する必要が費用対効果の面も含めてあるのかどうか、それは慎重な検討が必要になってくるんだと思えます。

○丸山委員長 いずれにしても、要望なんですが、我々が調査した範囲では、今後、ペーパーレス化というのはいろいろな行政改革の中で、

今の予算の公表のみならず、事務局がもし総合事務所化された場合に、書類を運ばなくてもいいというようなこともいろいろ考えられるんじゃないかというふうに思っておりますので、ペーパーレス化に関してはいろんな議論を今後ともしていただければありがたいかなと思っております。

○西野財政課長 先ほど星原委員から御指摘のありました、平成11年の義務的経費、投資的経費が幾らであったかということですが、平成11年度のまず義務的経費から申しますと、当初予算段階で約2,670億程度、構成比にしまして37.4%でございました。その義務的経費について今年度の当初予算で言いますと、ほぼ同じぐらいですけれども、2,670億、構成比にしまして47.5%ということがございます。一方で投資的経費について申し上げますと、平成11年度が約2,400億程度、構成比にしまして全体の37.8%ということでしたが、平成21年度になりまして1,200億、構成比にしまして21.3%と、こちらは額、構成比ともに低下しているところでございます。なお、九州各県の状況を見ますと、義務的経費、投資的経費の構成割合というのはほとんど同じになっておりまして、やはり義務的経費は人件費がそうは圧縮できない中、公債費、過去の県債発行の元利償還経費とか、そういったものというのがだんだんのし重なってきてまして、また社会保障関係の扶助費であるとか、そういったものもございますので、義務的経費はどうしても抑制をしたとしても、なかなか横ばいぐらいにはしかならない。一方で投資的経費については、過去の国の経済対策等もございましたので、その経過とともに今の水準に至っているところが大きいのではないかと。国のほうでも毎年マイナス3%とか、そう

いった水準でやっておりますので、どうしてもそれに歩調を合わせるように低下の傾向をたどっているというのが実態でございます。

○丸山委員長 今のは口頭で言われたんですが、できれば今後の委員会の参考資料にさせていただきますように思いますので、どういうスタイルでというのは協議させていただきますが、ペーパーとしてお願いできればと思いますので、後から資料の提出をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、ないようですので、以上で総務部の概要説明を終わらせていただきます。総務部の皆さん、退席していただいて結構でございます。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員協議に入りますが、まず、協議事項（1）の出資法人への関与事項を定める条例（仮称）の要綱案についてであります。

前回の委員会におきまして、本県における当条例の制定について、当委員会としては、制定の必要性を確認したところであり、今後、制定に向けた検討を行っていくことを決定しました。本県議会では、政策条例の策定に係るスキームが定められておりまして、これにのっとりた形で、次は、段階としましては、各会派の幹事長から成ります政策条例検討会議を開催していただきまして、条例化の検討の適否を協議していただくこととなります。つきましては、当委員会から政策条例検討会議へ協議を要請するに当たり、この条例の概要をあらわした

要綱案を検討会議に提示する必要があると思いますので、本日はこの要綱案について、協議をしていただきたいと思います。

なお、協議に当たっては、資料1のとおり、正副委員長で協議の上、要綱案の試案を作成いたしておりますので、これをたたき台として、協議を進めていきたいと思っております。

それでは、私のほうから、まず、資料1の要綱案に基づいて説明させていただきますが、これは、名称もまだ決まっていないところでありますが、「出資法人（等）への関与事項を定める条例（仮称）」という要綱案にさせていただきます。

目的は、ここに書いてありますとおり、この条例は、県が出資法人を通じて実現しようとする行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、県の出資法人へのかかわり方に関する基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い効率的な県行政の実現に寄与することを目的とするということになります。

定義としましては、ここに書いてあるとおり、出資法人の考え方ではありますが、ここで考え方の大きいのは、これまでは、地方自治法によりますと2分の1以上を出資しているところが議会への報告を求めることになっているところを、4分の1にすると。これは、監査ともほぼ合う形でありまして、他県も4分の1になっていますので、そういう形になろうかと思っています。そこで、まず、米印に書いてあるのが今後、一番大きな課題になっていくと思っています。どこまでを範囲とするのかということになります。これは、今のところ、出資法人という形にしておるんですが、これまで当委員会の中で人的、また財政的支援を行っている法人まで広げて調査を行ってまいりました。そ

れで、今回の公社等改革指針も、そういう指針に基づいて広がっておりますので、そういったことが、出資法人だけじゃなくて、先ほど言いましたとおり、人的、また財政的な支援を行っている法人に広げる場合には、条例の名前及び定義も変わってくると、ここが一番大きな議論になるところではないのかなと思っております。

3番目が県の責務、4番目が経営評価とか、また5番目が議会への報告、知事等への意見、出資法人への関与の見直し、出資法人の合併等に関する助言等々を書いておりますが、これをたたき台といたしまして、政策条例検討会議のほうに持ち込ませていただければと思っております。御意見を賜りたいというふうに思います。

○鳥飼委員 定義のところの4分の1、これは、自治法の改正はまだなんですね。この間、島根に行ったときに、これは慎重に扱っていますというのがありましたね。そこをどうするかというのが一つあるのかなと思うんですけども。

○丸山委員長 私たちの考えでは、他県でも4分の1に条例がなっておりますし、監査も実際4分の1でやっておることを考えると、4分の1でも整合性といいますか、おかしくはないのかなというふうに思っておりますので、確かに、先ほど言われたとおり、島根県は平成16年度につくられた条例ですので、かなり時間的なタイムラグもありますので、実際は国のほうも、地方自治法の改正も4分の1に向かっておりますので、そういうところは先んじてやったほうが私はいいのではないのかなという形でこの4分の1を一応挙げさせていただいたところでもあります。

○鳥飼委員 この間聞いた段階で、なぜ慎重にしているのかというのは4分の1ということ、法が施行される時にいろんな条件になるようなものが出てくるのでということで、何か慎重なことを言っておられましたね。僕もよくはわからなかったんだけど、そこ辺を吟味をした上で入れたほうが、他県がやっているからということだけではどうかなというような感じがしますけれどもね。

○丸山委員長 繰り返しになりますけど、監査も既に4分の1をやっているということがあって、4分の1というのを書かせていただいたところでもありますけれども、今、鳥飼委員が言われたようなことも含めて、実は定義が、どこ辺まで審査をする範囲にするのかと。公社等改革指針が、先ほど言いましたように、人的なり、財政的支援をしているところまで広げてやりましたので、どこまで議会のほうに毎年しっかりとした報告をしていただけるのか。また、資料に関しても、経営評価シートのものもしっかりつくっていただいてしていかないと、今の6月議会に報告いただいている貸借対照表とか、こういうことをやりただけでは、本当に成果が上がったかどうかというのが全く見えないような形になっているというふうに思っておりますので、そういうところも含めて、基本になる定義が一番重要だろうというふうに思っておりますので、ここを今後の委員会の中で詰めていければなというふうに思っておるところです。

○鳥飼委員 ちょっと検討してもらって、僕もそれをどうこうと言うわけじゃないんですよ。確かに、条例化していくことは大いにやっていくべきだと思うけれども、そういうような慎重意見もあったものだから、そこを十分に議論を

した上で条例化していったほうがいいんじゃないかということをお願いしておきます。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○星原委員 我々の果たす役割は、ここまで来ましたから、後は今言われた検討会議のほうに持ち込んで、要するに、条例提出に向けて行くしかないのかなと思いますので、そのような進め方でいいのかなというふうに思います。

○福田委員 タイトルが変わるわけだな。

○丸山委員長 もし内容、定義が変われば。

○鳥飼委員 全国のやつはこの前もらったでしょう。

○丸山委員長 大阪のほうが一応、「等」が入っております。ほかの県は「等」が入っていないくて、実質、出資法人だけのほうが多かったです。一番新しくでき上がっている大阪に関しては「等」も入っているのかなというふうに認識しております。

○鳥飼委員 それをまた調査したやつをもらえませんか。4分の1にしているところと2分の1にしているところと。

○丸山委員長 わかりました。今、鳥飼委員が言われた資料も今後、委員会の中で——その前にまず、本当にこれを検討してほしいというのが検討会議から我々の委員会のほうに返ってくれば、私としては、この特別委員会の中でできれば政策条例をつくり上げていきたいという趣旨も検討会議の中で述べさせていただければいいかなというふうに思っております。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 御意見もないようですので、それでは、この要綱案をもって政策条例検討会議へ提出したいと思っております。なお、検討会議にお

ける要綱案の説明につきましては、私のほうで行わせていただきたいと思いますので、御了解をお願いいたします。

次に、協議事項（２）の次の委員会についてであります。

次の委員会については、委員の皆様から執行部に対する説明や資料の要求について、何か御意見、御要望はございませんか。

○**福田委員** 国税と県税の法人のランキングを出して欲しいのですが。

○**丸山委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**丸山委員長** それでは、次の委員会の詳細につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**丸山委員長** それでは、そのように進めさせていただきます。

最後に、その他何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**丸山委員長** なければ、次回の委員会は12月上旬、事務局案では12月9日（水）を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時59分閉会